平成２７年（フ）第２４５７号
東京都北区志茂４丁目38―10
債務者　野中　智子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４５８号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　大川原純男
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４５９号
東京都町田市南大谷264―２―308
債務者　磯口ナミヱ
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６０号
東京都中央区月島３丁目10―２―202
債務者　三上山　勉
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６１号
神奈川県相模原市緑区中沢965
債務者　八木　史弥
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６２号
東京都江戸川区大杉２丁目２―11　アネックス１―401
債務者　白井　俊行
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６３号
東京都八王子市楢原町1105―16
債務者　松井　健悟
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６４号
東京都江戸川区松島２丁目19―22　第３服部マンション205
債務者　石渡戸　望
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６７号
東京都練馬区下石神井６丁目22―16―302
債務者　嵯峨　紀子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６８号
東京都東久留米市前沢５丁目27―16―201
債務者　渡邉龍太郎
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６９号
東京都世田谷区深沢４丁目32―14―201
債務者　川連真由美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４７２号
東京都東久留米市下里４丁目１―30―201
債務者　渡部　康雄
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４８３号
東京都荒川区町屋６丁目28―９―403
債務者　矢野佐也加
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４８５号
東京都文京区関口１丁目44―３―304
債務者　大堀　弥生
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４９０号
神奈川県横浜市泉区白百合１丁目１―８
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４９２号
東京都品川区荏原５丁目４―19―203
債務者　富田　　勝
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部